

保護者様

岡山市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関連した出席停止の取り扱いの一部変更について

保護者の皆様方におかれましては、ますますご清祥のことお喜び申し上げます。

また、日頃から本市教育にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの変異株の影響による全国的な感染者数の急増に伴い、若年層への感染が増えております。

そこで、校内での感染の拡大を防ぐために、「出席停止の取り扱い」の内容を一部変更し、児童生徒が、保健所から「検査が必要な接触者」として特定された場合、検査結果（陰性）が判明した日までを「出席停止」の取り扱いとしました。（以下4月にお知らせしているものからの変更部分に網掛けをしています。）出席停止でお休みされた期間は欠席とはなりません。

なお、今後各学校の感染状況等により学級、学年等の臨時休業を行うことがありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、この取り扱いは当面の間としますが、今後変更する場合は改めてお知らせします。

1 新型コロナウイルス感染症と病院等で診断されたとき

⇒**出席停止になります。** 【再登校には、学校からお渡しをする**証明書**の提出が必要です。】

○すみやかに学校にご連絡ください。

基本的にはインフルエンザ等の出席停止と同じ流れです。新型コロナウイルス感染症による出席停止期間は「治癒するまで」です。再登校には学校からお渡しする証明書が必要です。

○診断がなされるまでは、「健康観察記録表」にご記入くだされば受診の際の参考になります。また、再登校の際には「健康観察記録表」を学校にご提出ください。

岡北中学校のホームページからダウンロードできます

岡北中学校ではChromebookで健康観察記録をしているので、出席停止の期間中は生活ノートに記録して下さい。

2 新型コロナウイルス感染症ではないが、以下の(1)～(6)の理由で学校を休んだとき

(1) 病院受診後、新型コロナウイルス感染症ではないと診断されたが、自宅で休養した場合

(2) 発熱等風邪の症状が見られ、自宅で休養した場合

(3) ①その他保健所が必要と認める場合等（濃厚接触者としての扱いで欠席せざるを得なかった場合等）

② **保健所から「検査が必要な接触者」として特定された場合、検査結果（陰性）が判明した日まで出席停止⇒症状がなければその翌日から登校可能です。**

※保健所から指定された検査を特別な理由で受けることができなかった場合は、指定された検査日の2日後までが出席停止となります。

(4) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や、基礎疾患等のある児童生徒等が感染予防のために欠席する場合（主治医や学校医と相談の上、登校の判断）

(5) 同居する家族に基礎疾患等（肺炎、風邪症状など）があることを理由に欠席する場合

(6) 感染症対策のため自主的に欠席する児童生徒については、保護者からの連絡をもって「出席停止の扱い」とすることができる。

⇒**出席停止になります。** 【**証明書の提出は不要です。**】

○休む場合は学校から「休む理由」「期間」「連絡先」「連絡方法」等について確認をさせていただきます。

○(1)～(6)で休む場合も、「健康観察記録表」への記録を継続してください。また、再登校の際に必要な事項等を記入し必ず学校にご提出ください。内容をもとに出席停止期間を確認します。

○(6)でお休みする場合、**どのようなことが不安であるか等について、学校にご連絡ご相談ください。**